

成田市新規就農者等就農支援補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、認定就農者及び親元就農者（以下「新規就農者等」という。）に対し、農業経営に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、市内における新規就農者等の営農の定着及び農業経営の円滑な継承を促進し、もって農業者の育成及び確保を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認定就農者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(2) 親元就農者 市内で農業経営を営む三親等内の親族（農業経営を営む者として市長が定めるものに限る。以下「親族経営者」という。）から当該農業経営の全部又は一部について承継又は譲受けをし、かつ、当該農業経営を開始した日から起算して5年以内の者（当該農業経営に係る経営体の主たる経営者である場合に限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 法第4条第1項第1号に規定する農用地（農業経営の用に供するための主たる農用地が市内にある場合に限る。以下「農用地」という。）に係る所有権又は利用権を有する者

イ 農用地に係る所有権又は利用権を有する法人であって、当該法人の役員その他これに相当する者（以下「役員等」という。）のうちに農業経営を開始した日から起算して5年以上の者がいないもの

(3) 就農 農業経営の開始又は農業への就業をいう。

(4) 住宅等 住宅（個人が居宅の用に供するために使用するものに限る。）又は事務所（法人が農業経営の用に供するために使用するものに限る。）をいう。

(5) 住宅等取得費 就農に伴い市内において新たに住宅等の取得に要した費用をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 土地の購入に係る費用

イ 借入金の手数料

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用

(6) 住宅等リフォーム費用 就農に伴い市内において実施した住宅等の改修に要した費用であって、当該住宅等の機能の維持又は向上を図るための修

繕，増築，改築，設備の更新等に要したものをいう。ただし，次に掲げるものを除く。

ア 門，フェンス，植栽その他の住宅等の外構に係る費用

イ 冷暖房機，洗濯機その他の家電の購入及び設置に係る費用

ウ ア及びイに掲げるもののほか，市長が適当でないと認める費用

(7) 住宅等賃借費 就農に伴い市内において住宅等の賃借に要した費用（住宅等の賃料であって，当該賃料の最初の支払日から起算して1年以内のもの（農業経営を開始した日から起算して5年を超える部分を除く。）に限る。）をいう。

（補助対象者）

第3条 新規就農者等就農支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は，新規就農者等であって，次の各号のいずれにも該当ものとする。

(1) 個人にあつては本市に居住し，かつ，本市の住民基本台帳に記録され，法人にあつては市内に本店を有している者であること。

(2) 個人にあつては農業経営を開始した日において50歳未満の者，法人にあつては農業経営を開始した日において50歳未満の者が役員等の過半数を占める場合であること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 補助金の交付を受けた日の属する年度（当該日が1月1日から3月31日までの間にあつては，当該日の属する年度の翌年度）の初日から起算して5年間本市において営農を継続すること。

(5) 第6条第1項の規定による交付の決定を受けていないこと（第5条第2項の場合において，第6条第1項の規定による交付の決定を受けるときを除く。）。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，次に掲げるものとする。ただし，国等から給付金等の交付を受けている経費に係るものは，除くものとする。

(1) 就農に係る生産出荷及び加工販売等を行うために必要な機械，施設及び資材の取得又は賃借等に要する経費（割賦契約又はリース契約（以下「割賦契約等」という。）により支出される経費にあつては，当該経費の最初の支払日から起算して1年以内のもの（農業経営を開始した日から起算して5年を超える部分を除く。）に限る。）

(2) 住宅等取得費，住宅等リフォーム費用及び住宅等賃借費に係る経費

2 補助金の額は，補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1，000円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）の合計額とし，

40万円を上限とする。

- 3 補助金の額は、補助金の交付を受ける二以上の者が農業経営に係る同一の経営体に属する者である場合において、当該二以上の者のそれぞれが補助金の交付を受けようとするときであっても、当該経営体につき40万円を上限とする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新規就農者等就農支援補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては登記事項証明書及び定款並びに役員等の住民票の写し
- (2) 市税の納付状況を確認できる書類
- (3) 農用地に係る登記事項証明書(農用地の利用権を有する場合にあつては、当該利用権を証する書類及び農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けたことを証する書類その他の市長が定める書類の写し)
- (4) 農業経営を開始したことを証する書類(法人の場合にあつては、当該法人の役員等に係るもの)
- (5) 補助対象経費に係る見積書又はその写し
- (6) 認定就農者にあつては、法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けたことを証する書類
- (7) 親元就農者にあつては、親族経営者から農業経営の全部又は一部について承継又は譲受けをしたことを証する書類及び親族経営者との関係を証する戸籍謄本等
- (8) 割賦契約等又は住宅等賃借費に係る契約の場合にあつては、これらの契約書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

- 2 割賦契約等により支出される経費又は住宅等賃借費に係る経費について補助金の交付を受けようとする者で、次条の規定により初めて交付の決定を受けたものの次年度以降の場合における前項本文の規定による申請は、当該申請をもって、当該申請に係る実績の報告があつたものとみなす。この場合において、市長は、公簿等により確認することができるときは、同項第1号から第8号までに掲げる書類を省略させることができる。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があつたときは、その内容

を審査し、補助金の交付の可否を決定し、新規就農者等就農支援補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前条第2項の場合にあっては、前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

（変更の申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の内容を変更しようとするときは、速やかに新規就農者等就農支援補助金変更申請書（別記第3号様式）に第5条第1項各号に掲げる書類等のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

（変更の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、新規就農者等就農支援補助金変更決定・却下通知書（別記第4号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 交付決定者（第5条第2項の場合において、第6条第1項の規定による交付の決定を受けるときを除く。）は、補助金の交付を受けた日の属する年度（当該日が1月1日から3月31日までの間にあっては、当該日の属する年度の翌年度）の初日から起算して5年間、就農状況報告書（別記第5号様式）を毎年2月末日までに市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第10条 交付決定者は、補助対象経費の支払が完了したときは、速やかに新規就農者等就農支援補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が記載された領収書又はその写し

(2) 補助対象経費に係る契約書の写し

(3) 第4条第1項第1号の規定に該当する場合にあっては、同号に該当することが確認できる写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

（確定の通知）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新規就農者等就農支援補助金確定通知書（別記第7号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 第6条第2項に規定する通知又は前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、新規就農者等就農支援補助金交付請求書（別記第8号様式）により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第13条 交付決定者は、補助対象経費を支払うため、市長が特に必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付を請求することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、新規就農者等就農支援補助金概算払請求書（別記第9号様式）にその理由を添えて、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第16条の規定に違反して財産の処分をしたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第6条第2項又は第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 交付決定者は、補助金の交付により取得し、又は効用を増加した財産を、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は取り壊し、若しくは廃棄してはならない。ただし、交付決定者が交付された補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(確認等)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件

に関し説明を求めることができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

[別記様式 略]